

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第3節 橋梁定期点検業務委託積算基準（国・県）

歩掛の見直し

改定前

改定後

(1) 計画準備

1) 業務計画書及び実施計画書作成

SWD2850 (1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務計画書及び 実施計画書作成	100 橋 未満	1.5	1.5		6.0	5.0
	100 橋 以上	1.5	2.0		7.5	7.0

(注) 資料収集を含む

(2) 現地踏査

SWD2870 (10 橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査	外業	1.5		1.5	2.0	
	内業			2.0	1.5	1.5
	計	1.5		3.5	3.5	1.5

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む

(3) 関係機関との協議資料作成

SWD2880 (10 機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関との 協議資料作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5
	計			7.0	5.5	1.5

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。
2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

(1) 計画準備

1) 業務計画書及び実施計画書作成

SWD2850 (1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務計画書及び 実施計画書作成	100 橋 未満	1.9	2.4	3.1	6.0	7.6
	100 橋 以上	1.5	2.0		7.5	7.0

(注) 資料収集を含む

(2) 現地踏査

SWD2870 (10 橋当り)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査	外業	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
	内業					4.9	5.2	5.3
	計	0.5		1.4	1.3	7.7	8.0	6.6

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む

(3) 関係機関との協議資料作成

SWD2880 (10 機関当り)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関との 協議資料作成	外業	0.1		0.4	0.3	1.0	0.7	0.3
	内業					0.9	0.9	0.9
	計	0.1		0.4	0.3	1.9	1.6	1.2

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。
2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第3節 橋梁定期点検業務委託積算基準（国・県）

歩掛の見直し

改定前

改定後

(4) 定期点検（点検及び診断）

(4) 定期点検（点検及び診断）

2) 特定の溝橋等以外 SWD2890（1日当り）

2) 特定の溝橋等以外 SWD2890（1日当り）

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検				1.3	1.5	1.0

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検				1.4	1.3	1.2

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検及び診断の歩掛である。
 2. 足元条件（点検手段）により補正を行う。足元条件の係数は下表「足元条件と係数」によるものとし、1橋梁で複数の足元条件となる場合は、支配的な足元条件を適用する。（支配的な足元条件は、定期点検面積により判断する。）
 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする
 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 5. 点検及び診断の記録（結果とりまとめ）は「(5) 点検調査作成」で計上する。
 6. 高所作業車（リフト車）、橋梁点検車等を使用する場合は別途運転経費を計上すること。
 7. 仮設費（点検用足場）は別途計上すること。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。
 9. 深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。なお、深夜割り増しは、「調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表」による。

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造等の点検及び診断の歩掛である。
 2. 足元条件（点検手段）により補正を行う。足元条件の係数は下表「足元条件と係数」によるものとし、1橋梁で複数の足元条件となる場合は、支配的な足元条件を適用する。（支配的な足元条件は、定期点検面積により判断する。）
 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする
 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 5. 点検及び診断の記録（結果とりまとめ）は「(5) 点検調査作成」で計上する。
 6. 高所作業車（リフト車）、橋梁点検車等を使用する場合は別途運転経費を計上すること。
 7. 仮設費（点検用足場）は別途計上すること。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。
 9. 深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。なお、深夜割り増しは、「調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表」による。

(5) 点検調査作成

(5) 点検調査作成

1) 定期点検（橋長L=15m以上）

1) 定期点検（橋長L=15m以上）

SWB2895（1日当り）

SWB2895（1日当り）

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検の点検調査作成				0.7	1.3	1.6

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検の点検調査作成				0.7	1.1	1.2

(6) 報告書作成

(6) 報告書作成

SWD2900（1日当り）

SWD2900（1日当り）

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		0.5	0.5	1.0	1.0	1.5

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		0.5	0.5	1.3	1.1	1.3

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第3節 橋梁定期点検業務委託積算基準（国・県）

工 種 名 等 内 容 歩掛の見直し

改定前

改定後

3-6 機械経費標準歩掛

定期点検において、高所作業車（リフト車）・橋梁点検車等を必要とする場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般（又は特殊）	人	1	(注) 1.による
燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間
機械損料		h	T	運転 1h 当り換算値（建設機械等損料算定表（13）欄損料）
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育でよい場合（橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある）場合は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間（D_m）を除く運転日数について 8h/作業時間の割り増しを行う。

3-7 安全費の積算

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1 を標準とする。

表-1 安全費率

場所	地域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）まで算出する。
2. 地域区分については、第 3 章 第 1 節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。
3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

3-6 機械経費標準歩掛

定期点検において、高所作業車（リフト車）・橋梁点検車等を必要とする場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般（又は特殊）	人	1	(注) 1.による
燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間
機械損料 又は賃料		h	T	運転 1h 当り換算値（建設機械等損料算定表（13）欄損料又は賃料）
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育でよい場合（橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある）場合は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料又は賃料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間（D_m）を除く運転日数について 8h/作業時間の割り増しを行う。

3-7 安全費の積算

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1 を標準とする。

表-1 安全費率

場所	地域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離：橋長）を重量とし、加重平均により率を小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）まで算出する。
2. 地域区分については、第 3 章 第 1 節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。
3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第5節 大型カルバート定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

5-1 適用範囲

この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領(案)（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する大型カルバートの定期点検業務に適用する。

なお、本積算基準は、1巡目の大型カルバートの定期点検には適用しないものとし、1巡目の定期点検を行う大型カルバートについては、見積聴取とする。

5-1 適用範囲

この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する大型カルバートの定期点検業務に適用する。

なお、本積算基準は、1、2巡目の大型カルバートの定期点検には適用しないものとし、1、2巡目の定期点検を行う大型カルバートについては、見積聴取とする。

5-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書（定期点検計画を含む）作成		1.5	1.5		6.0	5.0

- (注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。
2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

2) 現地踏査

(10 箇所当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査		1.5		3.5	3.5	1.5

- (注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。
2. 既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。

3) 関係機関協議資料の作成

(10 機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関協議資料の作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5

- (注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。
2. 既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

5-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成

SWD3210 (1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書（定期点検計画を含む）作成		1.5	1.5		6.0	5.0

- (注) 1. 3巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。
2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

2) 現地踏査

SWD3220 (10 箇所当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査		1.5		3.5	3.5	1.5

- (注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。
2. 既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。

3) 関係機関協議資料の作成

SWD3230 (10 機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関協議資料の作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5

- (注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。
2. 既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第5節 大型カルバート定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

(2) 定期点検

大型カルバートの延長に応じて、歩掛かりを下記のとおり区分する。

1) 延長 10m 程度（延長 5m 以上 15m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			7.2	12.6	10.9	3.00
10m を超え 15m 以下			10.2	17.7	15.3	2.14
15m を超え 20m 以下			12.7	22.2	19.3	1.76
20m を超え 25m 以下			15.1	26.6	23.2	1.54

2) 延長 20m 程度（延長 15m 以上 25m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			9.8	17.0	14.6	2.14
10m を超え 15m 以下			13.7	23.9	20.5	1.53
15m を超え 20m 以下			17.1	29.9	25.8	1.26
20m を超え 25m 以下			20.3	35.6	30.9	1.10

3) 延長 30m 程度（延長 25m 以上 35m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			12.0	20.8	17.8	1.71
10m を超え 15m 以下			16.8	29.2	25.0	1.22
15m を超え 20m 以下			21.0	36.6	31.5	1.01
20m を超え 25m 以下			24.8	43.4	37.6	0.88

(2) 定期点検

大型カルバートの延長に応じて、歩掛かりを下記のとおり区分する。

1) 延長 10m 程度（延長 5m 以上 15m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			7.7	13.6	11.9	3.00
10m を超え 15m 以下			10.7	18.7	16.3	2.14
15m を超え 20m 以下			13.2	23.2	20.3	1.76
20m を超え 25m 以下			15.6	26.6	24.2	1.54

2) 延長 20m 程度（延長 15m 以上 25m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			10.6	18.3	15.9	2.14
10m を超え 15m 以下			14.5	25.2	21.8	1.53
15m を超え 20m 以下			17.9	31.2	27.1	1.26
20m を超え 25m 以下			21.1	36.9	32.2	1.10

3) 延長 30m 程度（延長 25m 以上 35m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			13.0	22.3	19.3	1.71
10m を超え 15m 以下			17.8	30.7	26.5	1.22
15m を超え 20m 以下			22.0	38.1	33.0	1.01
20m を超え 25m 以下			24.8	44.9	39.1	0.88

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第5節 大型カルバート定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

4) 延長 40m 程度（延長 35m 以上 45m 未満）

(10 箇所当り)

内空幅 (m) \ 職種	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			13.8	24.0	20.5	1.49
10m を超え 15m 以下			19.3	33.5	28.7	1.06
15m を超え 20m 以下			24.2	42.1	36.2	0.88
20m を超え 25m 以下			28.6	50.1	43.4	0.76

5) 延長 50m 程度（延長 45m 以上 55m 未満）

(10 箇所当り)

内空幅 (m) \ 職種	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			15.9	27.6	23.6	1.30
10m を超え 15m 以下			22.3	38.7	33.1	0.93
15m を超え 20m 以下			27.8	48.4	41.7	0.76
20m を超え 25m 以下			33.0	57.7	50.0	0.66

- (注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 「状態の把握（点検）及び診断」、「定期点検の結果の記録」を含む。
 3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。
 4. 仮設費（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途「仮設費」を計上すること。
 5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
 6. 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

(3) 報告書作成

(10 箇所当り)

区分 \ 職種	直接人件費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成	1.3	1.3	2.7	2.7	4.0

- (注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 報告書及び電子データの納品を含む。

4) 延長 40m 程度（延長 35m 以上 45m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

内空幅 (m) \ 職種	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			15.1	25.8	22.3	1.49
10m を超え 15m 以下			20.6	35.3	30.5	1.06
15m を超え 20m 以下			25.5	43.9	38.0	0.88
20m を超え 25m 以下			29.9	51.9	45.2	0.76

5) 延長 50m 程度（延長 45m 以上 55m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

内空幅 (m) \ 職種	直接人件費					1日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			17.4	29.6	25.6	1.30
10m を超え 15m 以下			23.8	40.7	35.1	0.93
15m を超え 20m 以下			29.3	50.4	43.7	0.76
20m を超え 25m 以下			34.5	59.7	52.0	0.66

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 「状態の把握（点検）及び診断」、「定期点検の結果の記録」を含む。
 3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。
 4. 仮設費（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途「仮設費」を計上すること。
 5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
 6. 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

(3) 報告書作成

(10 箇所当り)

区分 \ 職種	直接人件費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成	1.3	1.3	2.7	2.7	4.0

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 報告書及び電子データの納品を含む。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第5節 大型カルバート定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等

内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

(4) 打合せ協議

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務着手時		0.5	0.5	0.5		
中間打合せ (2回)		1.0	1.0	1.0		
成果品納入時		0.5	0.5	0.5		
関係機関打合せ協議時(1機関)		0.5	0.5			

(注) 1. 中間打合せは2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(4) 打合せ協議

SWD3260 (1業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務着手時		0.5	0.5	0.5		
中間打合せ (2回)		1.0	1.0	1.0		
成果品納入時		0.5	0.5	0.5		
関係機関打合せ協議時(1機関)		0.5	0.5			

(注) 1. 中間打合せは2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）
内 容	新規策定

改定前	改定後
-----	-----

第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）

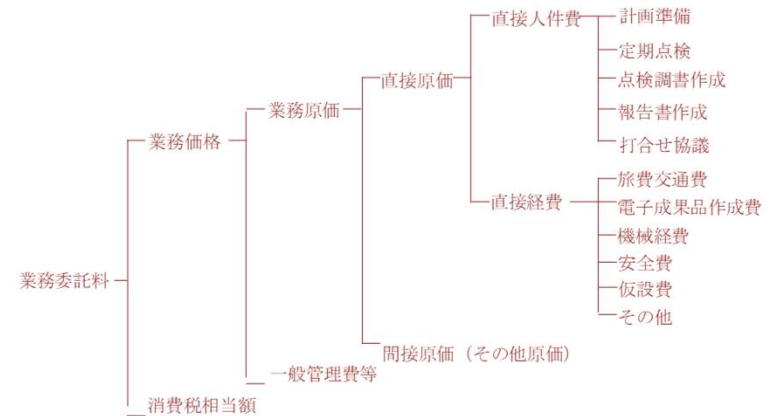
8-1 適用範囲

この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領（最新版愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務に適用する。

なお、本積算基準は、1、2 巡目の地下横断歩道の定期点検には適用しないものとし、1、2 巡目の定期点検を行う地下横断歩道については、見積聴取とする。

8-2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）	
内 容	新規策定	
	改定前	改定後
		<p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>b 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品に要する費用である。 「第 5 章 設計業務等積算基準」により計上し、区分「(2) その他の設計業務」の計算式で算出するものとする。</p> <p>c 機械経費 機械経費は、高所作業車を用いる場合に高所作業車の機械運転経費について計上する。 また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途費用を計上するものとする。</p> <p>d 安全費 安全費は、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導警備員等の費用を計上するものとする。 交通誘導警備員や保安施設は、道路工事保安設備設置基準(案)(最新版 愛知県建設部)に基づき適切に設置するものとする。</p> <p>e 仮設費 地下横断歩道の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び高所作業車を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。</p> <p>ロ 間接原価（その他原価） 間接原価（その他原価）は「第 5 章 設計業務等積算基準」による。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は「第 5 章 設計業務等積算基準」による。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）	
内 容	新規策定	
	改定前	改定後
		<p>(3) 業務委託料の積算 「第 5 章 設計業務等積算基準」に準ずる。 但し、機械経費は、「8-5 機械経費 標準歩掛」により計上する。</p> <p>8-3 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。</p> <p>1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成 受注者は、契約後速やかに実施体制を整えて、下記項目を含む業務計画書を作成する業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程表 (4) 業務組織計画（個人情報の管理に関する責任者、情報管理責任者を含む） (5) 定期点検計画 ① 既往資料の調査 ② 定期点検項目と方法 ③ 定期点検体制 ④ 現地踏査 ⑤ 管理者・関係機関協議 ⑥ 安全対策 ⑦ 緊急連絡体制 ⑧ 緊急対応の必要性の連絡体制 ⑨ 工程 (6) 打合せ計画 (7) 成果物の品質を確保するための計画・照査計画 (8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準 (10) 連絡体制（緊急時含む） (11) 使用する主な機器 (12) 照査計画 (13) その他（行政情報流出防止対策を含む）</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等		第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）
内 容		新規策定
改定前		改定後
		<p>2) 現地踏査</p> <p>定期点検に先立ち、現地踏査を行い、施設の立地環境、交通状況・交通規制の要否など定期点検に必要な情報収集を行う。近接目視で点検できない箇所の有無や、近接目視できない箇所の点検方法についての確認・検討する。</p> <p>既存の施設台帳、記録様式（点検調書）の内容について現地踏査で確認する。</p> <p>不足する施設台帳及び施設台帳項目については、現地踏査時に「施設の測定」や「周辺情報、座標などの加筆・修正」を行うものとする。</p> <p>3) 関係機関との協議資料作成</p> <p>定期点検の着手に先立ち、現地条件等を勘案し、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、協議資料（交通処理計画等の他機関への協議資料）を作成する。</p> <p>(2) 定期点検</p> <p>1) 状態の把握（点検）及び診断</p> <p>(1) 定期点検は点検要領に基づき実施する。</p> <p>(2) 点検方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。</p> <p>(3) 照明灯及び標識等道路管理者が管理する附属物についても、点検の対象とする。</p> <p>(4) 利用者や第三者影響（桁下を利用する人やものに危害を加える可能性）が懸念される場合など、緊急対応が必要な損傷が確認された場合は、直ちに監督員に報告するとともに、可能な限りの応急措置を行う。応急措置としては、「うきのたたき落とし」「附属物に係るナットのゆるみの再締め付け」等が挙げられる。</p> <p>(5) 劣化損傷箇所については全てデジタルカメラを用い、損傷状況が明確に把握できるよう写真によりデータ管理する。</p> <p>写真撮影の際、過年度の点検結果記録様式（点検調書）を参考に損傷状況の進展が前回点検と対比できるよう撮影位置・角度を調整すること。</p> <p>2) 定期点検の結果の記録</p> <p>(1) 点検システム※を用いてデータを入力し、点検結果記録様式（点検調書）を作成する。 （※点検システムが利用できない場合は、Excel で記録様式（点検調書）作成する）</p> <p>(2) 損傷図を作成する際のベースとなる構造部材の図面、部材番号等は過年度の点検結果記録様式（点検調書）に作成されたデータの利用を基本とする。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡目）積算基準（県）	
内 容	新規策定	
	改定前	改定後
		<p>(3) 報告書作成</p> <p>報告書は、業務計画書、点検調書を取りまとめ、今回点検した結果報告（点検実施施設一覧、次回点検時に必要な情報等）について、点検結果報告として記載すること。</p> <p>本業務の成果品は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（業務計画書、点検結果報告等） 1部（A4版ファイル綴じ） ・電子データ（業務報告書データ、点検システムアップロード用データ※） 各2部 <p>※点検システムが利用できない場合は、Excel の記録様式（点検調書）</p> <p>愛知県電子納品運用ガイドライン(案)（土木編）に基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドライン(案)及び同ガイドライン(案)に示す各要領、各基準(案)によるものとする。</p> <p>(4) 打合せ協議</p> <p>打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。</p> <p>(a)業務着手時</p> <p>業務計画書等をもとに、調査方法・内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の定期点検に必要な資料等の貸与を行う。</p> <p>(b)中間打合せ</p> <p>点検計画書作成時、対策区分の判定及び健全性の診断時等の区切りにおいて、中間打合せとして2回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。</p> <p>(c)成果品納入時</p> <p>成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第8節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

8-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書及び実施計画書作成		0.5	1.0		5.0	5.0

(注) 資料収集を含む。

2) 現地踏査

(10 基当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査		1.5		1.5	2.0	0.5

3) 関係機関との協議資料作成

(10 機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5
	計			7.0	5.5	1.5

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。

2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第8節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

(2) 定期点検

1) 定期点検（点検及び診断）

(10基当り)

職種	直接人件費					1日当り 点検数量 (基)
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
Box 本体延長						
L=30m 未満			5.0	5.0	5.0	1.8
L=30m 以上 50m 未満			6.0	6.0	6.0	1.2
L=50m 以上 100m 未満			10.0	10.0	10.0	1.0
L=100m 以上			15.0	15.0	15.0	0.4
昇降部：上屋有			5.0	5.0	5.0	1.8

(注) 上記歩掛は、仮設備(足場等)を含まない。

2) 点検調査作成

(10基当り)

職種	直接人件費				
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
Box 本体延長					
L=30m 未満			5.5	3.5	4.0
L=30m 以上 50m 未満			6.5	4.0	5.5
L=50m 以上 100m 未満			12.0	8.0	9.5
L=100m 以上			16.0	12.0	13.0
昇降部：上屋有			11.5	10.0	12.5

(3) 報告書作成

(1式当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		1.0		3.0	3.5	

(4) 打合せ協議

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費				備考
		主任技師	技師A	技師B	技師C	
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1回当り (対面)
	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関当り (対面)

(注) 1. 中間打合せの回数は各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5回を標準)を計上する。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第 6 章 調査計画業務 第 8 節 立体横断施設（地下横断歩道）定期点検業務委託（3 巡回）積算基準（県）
内 容	新規策定

改定前	改定後
-----	-----

8-5 機械経費標準歩掛

ライトバン運転費

(1 日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
燃料(ガソリン)	レギュラー (スタンド渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h
ライトバン損料	1.5L	h	3.0	
諸 雑 費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ

(注) 1日あたりの標準運転時間を「3時間」とし、必要に応じて増減すること。

8-6 安全費

(1 日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
交通誘導警備員 A		人	1.0	
交通誘導警備員 B		人	1.0	
安 全 施 設 費		日	1.0	

(注) 交通誘導員、安全施設は「道路工事保安施設設置基準(案)平成19年4月愛知県建設部」に基づき配置するよう、必要に応じて計上すること。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

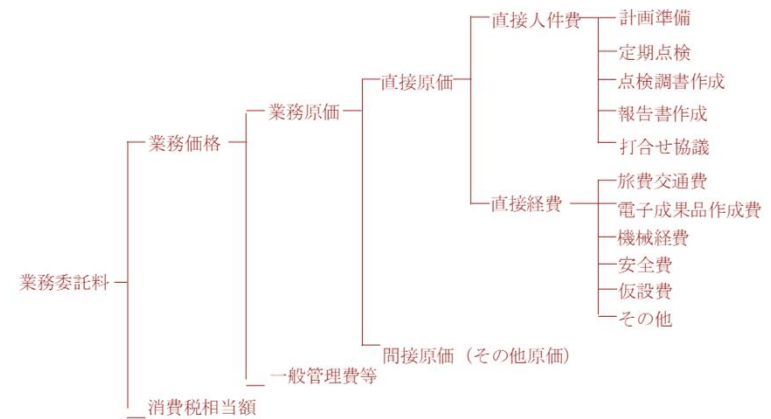
9-1 適用範囲

この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施するアンダーパス（構造躯体）定期点検業務に適用する。

なお、本積算基準は、1、2巡目のアンダーパスの定期点検には適用しないものとし、1、2巡目の定期点検を行うアンダーパスについては、見積聴取とする。

9-2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

新規策定

改定前

改定後

(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

a 旅費交通費

業務にかかる旅費交通費を計上する。

b 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品に要する費用である。

「第5章 設計業務等積算基準」により計上し、区分「(2) その他の設計業務」の計算式で算出するものとする。

c 機械経費

機械経費は、高所作業車を用いる場合に高所作業車の機械運転経費について計上する。

また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途費用を計上するものとする。

d 安全費

安全費は、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導警備員等の費用を計上するものとする。

交通誘導警備員や保安施設は、道路工事保安設備設置基準(案)(最新版 愛知県建設部)に基づき適切に設置するものとする。

e 仮設費

アンダーパスの定期点検における足場条件は、地上、梯子及び高所作業車を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価（その他原価）

間接原価（その他原価）は「第5章 設計業務等積算基準」による。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は「第5章 設計業務等積算基準」による。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

工 種 名 等	第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）	
内 容	新規策定	
	改定前	改定後
		<p>(3) 業務委託料の積算 「第5章 設計業務等積算基準」に準ずる。 但し、機械経費は、「9-5 機械経費 標準歩掛」により計上する。</p> <p>9-3 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。</p> <p>1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成 受注者は、契約後速やかに実施体制を整えて、下記項目を含む業務計画書を作成する業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程表 (4) 業務組織計画（個人情報の管理に関する責任者、情報管理責任者を含む） (5) 定期点検計画 ① 既往資料の調査 ② 定期点検項目と方法 ③ 定期点検体制 ④ 現地踏査 ⑤ 管理者・関係機関協議 ⑥ 安全対策 ⑦ 緊急連絡体制 ⑧ 緊急対応の必要性の連絡体制 ⑨ 工程 (6) 打合せ計画 (7) 成果物の品質を確保するための計画・照査計画 (8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準 (10) 連絡体制（緊急時含む） (11) 使用する主な機器 (12) 照査計画 (13) その他（行政情報流出防止対策を含む）</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

新規策定

改定前

改定後

2) 現地踏査

定期点検に先立ち、現地踏査を行い、施設の立地環境、交通状況・交通規制の要否など定期点検に必要な情報収集を行う。近接目視で点検できない箇所の有無や、近接目視できない箇所の点検方法についての確認・検討する。

既存の施設台帳、記録様式（点検調書）の内容について現地踏査で確認する。

不足する施設台帳及び施設台帳項目については、現地踏査時に「施設の測定」や「周辺情報、座標などの加筆・修正」を行うものとする。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検の着手に先立ち、現地条件等を勘案し、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、協議資料（交通処理計画等の他機関への協議資料）を作成する。

(2) 定期点検

1) 状態の把握（点検）及び診断

(1) 定期点検は点検要領に基づき実施する。

(2) 点検方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。

(3) 照明灯及び標識等道路管理者が管理する附属物についても、点検の対象とする。

(4) 利用者や第三者影響（桁下を利用する人やものに危害を加える可能性）が懸念される場合など、緊急対応が必要な損傷が確認された場合は、直ちに監督員に報告するとともに、可能な限りの応急措置を行う。応急措置としては、「うきのたたき落とし」「附属物に係るナットのゆるみの再締め付け」等が挙げられる。

(5) 劣化損傷箇所については全てデジタルカメラを用い、損傷状況が明確に把握できるよう写真によりデータ管理する。

写真撮影の際、過年度の点検結果記録様式（点検調書）を参考に損傷状況の進展が前回点検と対比できるよう撮影位置・角度を調整すること。

2) 定期点検の結果の記録

(1) 点検システム*を用いてデータを入力し、点検結果記録様式（点検調書）を作成する。

（※点検システムが利用できない場合は、Excelで記録様式（点検調書）作成する）

(2) 損傷図を作成する際のベースとなる構造部材の図面、部材番号等は過年度の点検結果記録様式（点検調書）に作成されたデータの利用を基本とする。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

新規策定

改定前

改定後

(3) 報告書作成

報告書は、業務計画書、点検調書を取りまとめ、今回点検した結果報告（点検実施施設一覧、次回点検時に必要な情報等）について、点検結果報告として記載すること。

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・業務報告書（業務計画書、点検結果報告等） 1部（A4版ファイル綴じ）
 - ・電子データ（業務報告書データ、点検システムアップロード用データ※） 各2部
- ※点検システムが利用できない場合は、Excelの記録様式（点検調書）

愛知県電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドライン(案)及び同ガイドライン(案)に示す各要領、各基準(案)によるものとする。

(4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法・内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

点検計画書作成時、対策区分の判定及び健全性の診断時等の区切りにおいて、中間打合せとして2回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

9-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書及び実施計画書作成

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書及び実施計画書作成		1.5	1.5	0.5		

(注) 資料収集を含む。

2) 現地踏査

(10 基当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査		1.0		3.0	3.0	1.5

3) 関係機関との協議資料作成

(10 機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0	3.0
	内業			2.0	2.0	2.0
	計			5.0	5.0	5.0

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。

2. 外業には移動時間を含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

(2) 定期点検

1) 定期点検（点検及び診断）

(10,000 m²当り)

区分	職種	直接人件費				1日当り 点検数量 (m ²)	
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C		技術員
頂版、側壁、堅壁				40.0	40.0	40.0	300
路上				20.0	20.0	20.0	400

(注) 上記歩掛は、仮設備(足場等)を含まない。

2) 点検調査作成

(10基当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
点検調査作成				7.0	13.0	16.0

(3) 報告書作成

(1式当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成			5.0	10.0	10.0	20.0

(4) 打合せ協議

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費				備考
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1回当り(対面)
	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関当り(対面)

(注) 1. 中間打合せの回数は各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5回を標準)を計上する。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県）

新規策定

改定前

改定後

9-5 機械経費標準歩掛

ライトバン運転費

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
燃料(ガソリン)	レギュラー (スタート渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h
ライトバン損料	1.5L	h	3.0	
諸 雑 費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ

(注) 1日あたりの標準運転時間を「3時間」とし、必要に応じて増減すること。

9-6 安全費

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
交通誘導警備員 A		人	1.0	
交通誘導警備員 B		人	1.0	
安全施設費		日	1.0	

(注) 交通誘導員、安全施設は「道路工事保安施設設置基準(案)平成19年4月愛知県建設部」に基づき配置するよう、必要に応じて計上すること。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

改定前

改定後

第10節 道路トンネル定期点検業務等積算基準（国基）

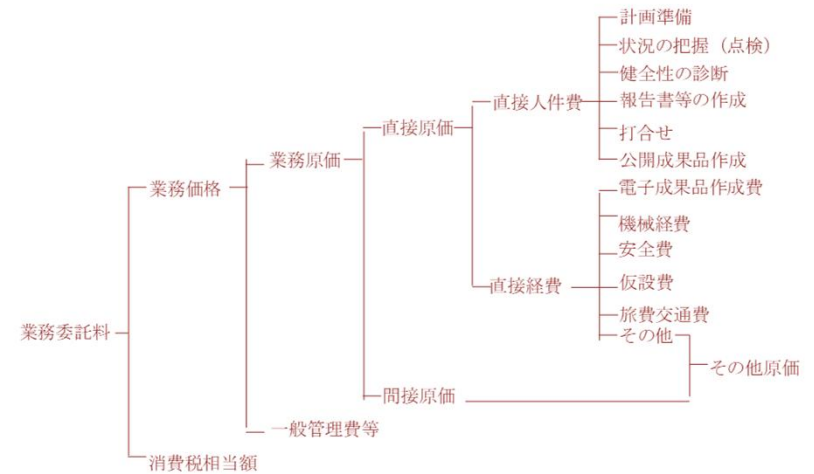
10-1 適用範囲

この積算基準は、「道路トンネル定期点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する道路トンネルの定期点検について、各道路管理者が業務委託を発注する場合の業務委託料の積算に運用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

10-2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

工 種 名 等 内 容	改定前	改定後
		<p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 機械経費 機械経費は、トンネル点検車及び投光機材の機械運転経費について計上する。 また、点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。</p> <p>b 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、トンネル点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導警備員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。</p> <p>(a) 交通誘導警備員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。</p> <p>(b) 保安設備 「道路工事保安施設基準（案）」等を参考に、点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。</p> <p>c 仮設費 仮設費は、トンネル点検においてはトンネル点検車や監査路を用いることを標準とするが、その他の仮設費が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。</p> <p>d 旅費交通費 旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。</p> <p>ロ 間接原価 間接原価は「第5章 設計業務等積算基準」による。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は「第5章 設計業務等積算基準」による。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

工 種 名 等		
内 容	新規策定	
	改定前	改定後
		<p>(3) 業務委託料の積算 「第5章 設計業務等積算基準」に準ずる。 なお、機械経費については「10-6 機械経費 標準歩掛」により計上すること。</p> <p>10-3 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。</p> <p>1) 計画準備 貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。</p> <p>2) 資料収集整理 業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。</p> <p>3) 現地踏査 定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。</p> <p>4) 関係機関協議 定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。</p> <p>(2) 状態の把握（点検） 点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。 なお、背面空洞調査を実施する場合は、別途計上すること。</p> <p>(3) 健全性の診断（道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性等の検討）</p> <p>1) 状態の把握結果及びこれまでの定期点検の結果及び既往の資料等に基づき、部材の重要性や損傷の進行状況、現場条件などを総合的に評価し、道路トンネルの性能に関する技術的な評価を行う。 トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断の区分の提案を行う。</p> <p>2) 1) の結果を基に、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回の点検・診断までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を発注者に提案するものとする。</p> <p>3) 附属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。</p> <p>4) 変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状及び附属物の取付状態も考慮し、対象トンネルの健全性の診断の区分を発注者に提案するものとする。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

工 種 名 等		
内 容	改定前	改定後
		<p>(注) 健全性の診断の区分については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分の提案を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。</p> <p>(4) 報告書等の作成</p> <p>1) 報告書の作成 点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。</p> <p>2) 定期点検記録様式の作成 状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式を全国道路施設点検データベースよりダウンロードのうえ作成し記録するものとする。 また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。 なお、作成した定期点検記録様式については、発注者の指定する電信納品を行う他、全国道路施設点検データベースに登録すること。 ただし、全国道路施設点検データベース登録費用等については、協議等の上、別途費用を計上するものとする。</p> <p>(5) 打合せ 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。</p> <p>1) 業務着手時 業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、トンネル点検に必要な資料等の貸与を行う。</p> <p>2) 中間打合せ 現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。</p> <p>3) 成果品納入時 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。</p> <p>(6) 公開成果品作成 設計成果品を公開用資料とする必要がある場合に、マスキング作業等により公開用成果品を作成する。</p>

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

10-4 直接人件費 標準歩掛

(1) 計画準備

SWD3670 (10トンネル当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備		3.9		9.5	8.4	5.9
資料収集整理				7.6	7.3	8.3
現地踏査				6.7	7.8	7.2
関係機関協議		2.1		4.3	3.5	3.5

(2) 状態の把握 (点検)

1) 状態の把握 (点検)

体制

(1日当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
状態の把握 (点検)			0.6	2.0	2.0	2.4

点検日数

SWD3675 (10,000㎡当り)

項目	日数	初 回		
		初 回	2回目以降	
点検 ひび割れ 密度 (m/㎡)	0 ≤ C ≤ 0.1	日	3.1	2.4
	0.1 < C ≤ 0.2	日	4.1	3.2
	0.2 < C ≤ 0.3	日	5.3	4.2
	0.3 < C ≤ 0.4	日	6.7	5.5
	0.4 < C	日	8.7	7.3

(注) 1. 上表 (体制) は、点検作業 1 日当たりの標準的な班編成である。点検の種類及び、ひび割れ密度に応じて、上表 (点検日数) を乗ずる。

計上歩掛 (10,000㎡当り) = 班編成 × 点検日数

- うき・はく離箇所のハンマーによる撤去、取付金具類等のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を含む。
- ひび割れ密度の計算方法は以下の例に従うものとする。
- ひび割れ密度が不明の場合は、 $0 \leq C \leq 0.1$ を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。
- 附属物の取り付け金具や、アンカー等の点検を含む。
- 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

工 種 名 等
内 容

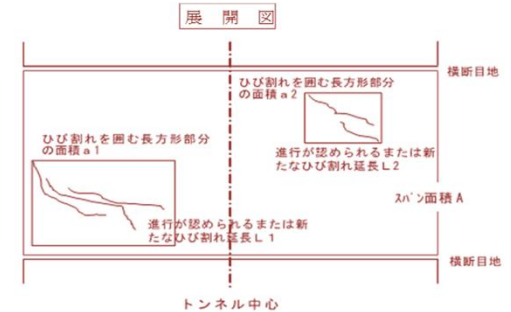
新規策定

改定前

改定後

【ひび割れ密度計算例】

右図に示すように、進行性が認められるまたは新たなひび割れが2箇所あり、それぞれの延長がL1, L2, ひび割れを囲む長方形部分の面積がそれぞれa1, a2である時、ひび割れ密度はそれぞれ $C1=L1/a1$, $C2=L2/a2$ と定義される。進行性が認められるまたは新たなひび割れがスパン全体に分布する場合は、その延長の合計をスパン面積Aで除した値をひび割れ密度として計算する。

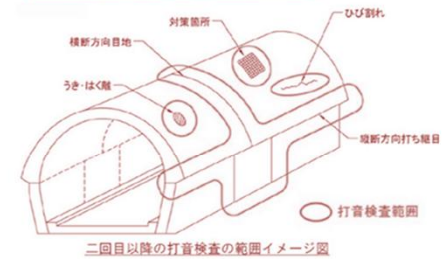


【初回・二回目以降点検例】

初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打音することによりうきなどの有無について確認するのがよい。
二回目以降の点検については、覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とし、次に示すように、必要な範囲に対して打音によるうきなどの有無の確認をしていくことが考えられる。

- ・目地部及びその周辺
- ・水平打継ぎ目及びその周辺
- ・前回の定期点検で確認されている変状箇所（ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等）
- ・近接目視等により新たに変状が確認された箇所
- ・対策工が施工されている箇所及びその周辺

二回目以降の打音検査のイメージ図



2) 点検作業内容項目別の構成比率（参考）

下表は点検作業一日あたりの項目別の構成比率を参考として示したものである。

これは、点検要領付録1の2.(5)「点検箇所の一部等で近接目視によらないときの扱い」によるその他の方法を用いる際の参考とすることを想定している。

点検作業内容項目別の構成比率

点検作業内容	構成比率
近接目視点検	30%
打音検査（たたき落とし含む）	35%
変状箇所スケッチ	20%
変状箇所写真撮影	15%
計	100%

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

工 種 名 等	積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】																																																										
内 容	改定前	改定後																																																									
		<p>(3) 健全性の診断（道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性等の検討）</p> <p style="text-align: right;">SWD3680（10トンネル当り）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="5">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 A</th> <th>技師 B</th> <th>技師 C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態の把握（点検）</td> <td></td> <td>7.3</td> <td></td> <td>20.2</td> <td>17.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. トンネル本体工の変状等の状態判定を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行うものとする。 2. 材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に、健全性の診断を行う。 3. 附属物の取り付け金具や、アンカー等の診断を含む。</p> <p>(4) 報告書等の作成</p> <p style="text-align: right;">SWD3685（10トンネル当り）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="5">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 A</th> <th>技師 B</th> <th>技師 C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書の作成</td> <td></td> <td>5.3</td> <td></td> <td>14.2</td> <td>17.3</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">SWD3690（10,000㎡当り）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="5">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 A</th> <th>技師 B</th> <th>技師 C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検記録 様式の作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.5</td> <td>5.4</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 報告書の電子データ（ワード、エクセル等）の納品を含む。 2. 定期点検記録様式の作成にあたっては、道路トンネル定期点検要領を参考に道路管理者が記録方法を検討する。</p> <p>(5) 打合せ（SWD3695）</p> <p>中間打合せは1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p> <p>(6) 公開成果品作成</p> <p>公開成果品作成は「設計業務等標準積算基準書」による。</p>	区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	状態の把握（点検）		7.3		20.2	17.4		区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書の作成		5.3		14.2	17.3	18.8	区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	定期点検記録 様式の作成				2.5	5.4	10.4
区分	職種	直 接 人 件 費																																																									
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																					
状態の把握（点検）		7.3		20.2	17.4																																																						
区分	職種	直 接 人 件 費																																																									
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																					
報告書の作成		5.3		14.2	17.3	18.8																																																					
区分	職種	直 接 人 件 費																																																									
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																					
定期点検記録 様式の作成				2.5	5.4	10.4																																																					

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

工 種 名 等
内 容

新規策定

改定前

改定後

10-5 電子成果品作成費

電子成果品作成費は「設計業務等積算基準」による。

10-6 機械経費

(1) トンネル点検車の経費等

トンネル点検車運転日数 (10,000 m²当り)

項目	日数	初 回		2回目以降	
		初 回	2回目以降	初 回	2回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m ²)	0 ≤ C ≤ 0.1	日	3.1	2.4	
	0.1 < C ≤ 0.2	日	4.1	3.2	
	0.2 < C ≤ 0.3	日	5.3	4.2	
	0.3 < C ≤ 0.4	日	6.7	5.5	
	0.4 < C	日	8.7	7.3	

トンネル点検車の規格と日当り稼働時間 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
トンネル点検車 賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・ プラットフォーム型・作業床高9.9m	時間	5.2	日当り稼働時間

(注) 1. 点検車規格：〔トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型〕作業床高9.9mを標準としている。

その他の機械を使用する場合は、別途、費用を計上するものとする。

2. 運転手の職種については一般運転手を標準としているが、リフト車規格を変更する場合、「作業床高10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

3. トンネル点検車の運転日数は、定期点検日数と同じ日数を計上する。

トンネル点検車の運転単価表 (1日当り)

名称	規格	単位	数量	備 考
一般運転手		人	1.0	
トンネル点検車 賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・プラ ットフォーム型・作業床高9.9m	日	1.0	
燃料費		L		日当り稼働時間×4.2L
諸雑費		式	1	まるめ

(注) 1. 高さ10m以上のトンネル点検車を使用する場合の規格は、別途、考慮すること。また点検運転手の職種について、点検車「作業床高10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

(2) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用使用する投光機材の機械経費として、状態の把握（点検）の直接人件費の3%を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投 光 機 材	直接人件費の3%
---------	----------

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

第6章 調査計画業務 第10節 道路トンネル定期点検業務委託積算基準（国）

新規策定

工 種 名 等
内 容

改定前

改定後

10-7 安全費の積算

(1) 交通誘導警備員

交通誘導警備員はトンネル点検のための規制期間日数に、下記の班編成の人員を乗じた額を計上する。

班編成

(1日当り)

項 目		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
トンネル延長	1 km未満	1.0	2.0
	1 km以上	1.0	3.0

(注) 1. 上表は片側交互通行により点検を実施した場合の基本的な班編成の例を示すものであり、トンネル条件、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

(2) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）等を参考に、立看板、保安灯、矢印板、バリケード等を、点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。